

常世田正之税理士事務所

承認累型：②



(税理士 常世田正之)

承認年月日	平成16年10月29日
代表者	常世田 正之
所在地	東京都中央区湊1-7-4
電話番号	03-5542-5161
資本金	—
売上高	非公開
従業員数	4名
業種	税理士事務所

★ 申請のいきさつは

税理士事務所は関与先企業の継続的な繁栄が事業基盤であり、その支援によってのみ事務所自らの繁栄が達成されとの考えから、事務所のノウハウを公開・提供し、関与先の新規顧客拡大・売上高増加に寄与する。さらには関与先に先駆けて経営革新計画の承認企業となることによって新事業活動促進法を啓蒙し、数多くの企業の承認・申請を支援する。

★ テーマ及び内容は

- 1 テーマ
「ホームページ活用による新規顧客拡大支援」
- 2 計画期間
平成16年11月～平成20年12月(5年計画)
- 3 付加価値額の向上
計画時 12,634千円
計画終了時の目標伸び率 216.1%
- 4 内容

ホームページ運営により蓄積したノウハウを関与先企業に提供し、新規顧客拡大に貢献することにより、関与先の業務拡大・業績向上に寄与する。また各種セミナーを開催し、鮮度の高い情報をタイムリーに提供し、関与先の経営革新を支援する。



(運営するホームページ)

※事務所のホームページ <http://www.cam.hi-ho.ne.jp/m-tokoyoda/>

※促進法のホームページ <http://www.hat.hi-ho.ne.jp/j-tokoyoda/>

★ 取組は

1. 検索エンジン上位表示対策の関与先への提供

当事務所のホームページによる関与先拡大のノウハウを関与先に公開・提供、具体的にはセミナーや個別コンサルティングを実施し、関与先の新規顧客拡大による売上高増加、黒字決算に寄与する。

2. 情報発信型事務所への変革

経営者への情報発信を促進するためにセミナールームを設置する。経営者・金融機関対象のセミナーはもちろん、関与先の経理担当者のスキルアップを図るための簿記教室、関与先社員他を対象とした確定申告無料相談などを積極的に実施する。また運営や講師を担当する職員のスキルを養成し、高密度・高品質の情報発信型事務所を目指す。

3. 経営革新計画の策定支援

当事務所自らが経営革新計画の承認企業として、関与先の新事業活動促進法の承認申請を支援している。また新事業活動促進法のホームページを構築して情報発信することにより、関与先拡大を図る。

★ 成果は

各種セミナーの開催や、そのセミナー参加者から経営革新計画の承認支援など様々な成果が挙げられる。その原動力となっているのは、毎月曜日の朝礼後に行っている進捗会議である。別表2の実施計画について、実施項目ごとに行動計画に落とし込み、その進捗状況をチェックしている。この会議により、計画・実行・検証・対策の、計画必達を目指す。さらにその会議運営手法についても、関与先に公開・提供していきたいと考えている。

所長さんの一言

税理士事務所の所長も、会社の社長も同じ経営者との前提から、まず事務所で様々な経営手法にチャレンジしてから関与先に提供しています。

その中で経営革新計画の承認支援については、「将来のあるべき姿」を社長と一緒に考え抜くことで、社長の意識が変わり、更には会社が変わる非常に意義深い活動です。今後も経営革新計画の承認支援を通じて、関与先の継続的発展に貢献できればと考えています。



(昨年開催したセミナー)